

草津市奨学金返還支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、草津市内中小企業者等の人材定着による安定的な事業展開を後押しするため、滋賀県産業支援プラザ（以下「支援プラザ」という。）が実施する「滋賀県産業支援プラザ若年層等人材確保・定着補助金（奨学金返還支援）交付要領（以下「支援プラザ若年層交付要領」という。）」および「滋賀県産業支援プラザ中核人材定着補助金（奨学金返還支援）交付要領（以下「支援プラザ中核人材交付要領」という。）」における奨学金返還支援に関する補助金の交付を受けている草津市内の中小企業者等に対し予算の範囲内において奨学金返還支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等 次のいずれかに該当し、交付申請日時点で既に事業を営んでいる者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）で、草津市内に事務所または事業所を有する者

イ 草津市内に事務所または事業所を有する者で、アに掲げる中小企業者に準ずる者

(2) 奨学金 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）および大学院等の教育機関における修学を支援するために貸与される学資金のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金

イ 地方公共団体、大学、民間企業、民間団体等が貸与する奨学金

(3) 支援制度 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）が、雇用する従業員に周知している就業規則、賃金規則、専用の規程等の明文化された文書に基づき行うものであって、次に該当するものをいう。

ア 支援対象従業員が債務者となっている奨学金の返済にかかる負担を軽減するもの

イ 支援対象従業員に対して現金または口座振込によって給付するもの、または支援対象従業員に代わって奨学金の債権者に対して返済するもの

(4) 支援対象従業員 補助事業者が実施する支援制度による給付の対象者であって、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、いずれの支援事業においても、草津市内の事務所または事業所に勤務している者に限る。

ア 若年層支援事業の支援対象従業員とは、支援プラザ若年層交付要領において規定す

る支援対象従業員をいう。

イ 中核人材支援事業の支援対象従業員とは、支援プラザ中核人材交付要領において規定する支援対象従業員をいう。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、中小企業者等であつて、補助対象事業を実施する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

(1) 国、県および市（共済組合を含む。）が所有し、管理しまたは運営する施設

(2) 市税に未納がある者

(3) 次のいずれかに該当する者

ア 発行済株式の総数または出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者等以外の企業をいう。以下同じ。）が所有している中小企業者等

イ 発行済株式の総数または出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者等

ウ 大企業の役員または職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等

エ 発行済株式の総数または出資価格の総額をアからウまでの規定に該当する中小企業者等が所有している中小企業者等

オ アからウまでの規定に該当する中小企業者等の役員または職員を兼ねている者が役員総数のすべてを占めている中小企業者等

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定による許可または届出を要する事業を営む者

(6) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条第1項に規定する政治団体に係る活動をしようとする者

(7) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する宗教団体に係る活動をしようとする者

(8) 事業を営まない法人格のある町内会等

(9) その他補助金を交付するに当たり、社会的な信頼および公平を損なうおそれがある者

(補助対象事業および補助対象経費等)

第4条 補助対象事業、補助対象経費、補助対象期間、補助率および補助上限額は別表のとおりとする。

2 若年層支援事業における補助対象となる支援対象従業員数は同一の補助事業者につき最大5人とする。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を申請しようとする中小企業者等は、草津市奨学金返還支援補助金交付申請書(別記様式第1号)に、市長が申請内容を確認するために次の各号に掲げる書類を添えて、市長が定める日までに提出しなければならない。

(1) 支援プラザ若年層交付要領または支援プラザ中核人材交付要領にかかる交付決定通知書の写し

(2) 支援プラザ若年層交付要領または支援プラザ中核人材交付要領にかかる交付申請書の添付書類の写し

(3) 事業者において奨学金返還支援手当等の制度を設けていることを明らかにする書類

(4) 健康保険、厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書の写し

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、交付申請書の提出があったときは、申請内容等により審査を行うものとし、その審査の結果に基づき、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付の可否を決定したときは、速やかに草津市奨学金返還支援補助金交付決定通知書(別記様式第2号)を当該申請者に送付するものとする。

(交付申請の変更)

第7条 補助事業者は、交付決定された交付申請の内容を変更しようとするときは、草津市奨学金返還支援補助金事業変更申請書(別記様式第3号)を市長が申請内容を確認するために次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(1) 支援プラザ若年層交付要領または支援プラザ中核人材交付要領にかかる変更交付決定通知書の写し

(2) 支援プラザ若年層交付要領または支援プラザ中核人材交付要領にかかる変更交付申請書の添付書類の写し

2 市長は、前項の申請に対し、申請事項を承認したときは、草津市奨学金返還支援補助金事業変更承認通知書(別記様式第4号)を当該申請者に送付するものとする。

(補助事業遂行の義務)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行い、補助金を他の用途に使用してはならない。

2 補助事業者は、支援対象従業員が奨学金等を計画に従い返済していることを確認しなければならない。

(補助事業の実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業が完了した日から30日以内また

は対象事業年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、草津市奨学金返還支援補助金実績報告書（別記様式第5号）を市長が申請内容を確認するために次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 支援プラザ若年層交付要領または支援プラザ中核人材交付要領にかかる実績報告書の添付書類の写し
- (2) 支援対象従業員に支給した奨学金返済負担軽減支援制度の手当等の額が分かる次のいずれかの書類の写し
 - ア 支払った全ての月の賃金台帳、給与明細書またはその他の支援対象者に支給した手当等の月ごとの実績がわかる書類の写し
 - イ 補助事業者が支援対象従業員に代わって奨学金貸与機関に送金する場合にあっては、対象者および送金額が確認できる書類等の写し、領収書または振替払込請求書受領書の写し、その他の当該送金を行ったことが確認できる書類の写し
- (3) 支援対象者が市内の事務所または事業所に在籍していることが分かる書類
- (4) 支援プラザからの額の確定通知書の写し

2 前項の規定にかかわらず、実績報告書に添付すべき若年層確保・定着支援補助金または中核人材定着補助金の額の確定通知書の写し（以下「県確定通知書」という。）が、提出期限までに交付されない場合は、実績報告書を提出した後、速やかに市長に提出するものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、補助事業者が補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したときは、当該交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

（補助金の額の確定等）

第11条 市長は、第9条第1項に規定する実績報告および同条第2項に規定する県確定通知書の提出があった場合において、当該報告にかかる書類の審査および現地調査等を行う。

2 当該事業の成果が交付決定の内容（ただし、第7条第2項に基づいて変更を承認したときは、その承認された内容）およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、草津市奨学金返還支援補助金の額の確定通知書（別記様式第6号）を当該補助事業者に送付するものとする。

（補助金の交付請求）

第12条 前条の通知を受けた補助事業者は、草津市奨学金返還支援補助金交付請求書（別記様式第7号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の請求に基づき、補助金を補助事業者に交付するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、第10条により交付決定を取り消した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、既に補助金が交付されているときは、別に定める期日までに返還を命じるものとする。

（立入検査等）

第14条 市長は、補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告

させ、またはその事業所等に立ち入り、帳簿書類等を検査することができる。

(補助金の経理)

第15条 補助事業者は、補助事業にかかる経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(データ等の提供)

第16条 市長は、第1条の目的に必要な範囲において、補助事業者に対し、若年層の雇用状況等のデータ等の提供または現地調査の実施を求めることができる。

2 補助事業者は、市長が前項の規定によるデータ等の提供または現地調査の実施を申し出た場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(補助事業の公表)

第17条 市長は、補助事業内容や効果等を公表することができる。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年6月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定を受けた補助事業については、同日後においても、なお効力を有する。

別表（第4条第1項関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助対象期間	補助率	補助上限額	
				支援対象従業員 一人当たり	補助事業者 一社当たり
若年層 支援事業	支援プラザ若年層交付要領に基づき、支援プラザから交付決定を受けた対象経費からその交付額を差し引いた額	申請のあった年度の3月31日までまたは市内事業所に在籍した期間まで	1/2	3千750円 (月額)	22万5千円 (年額)
中核人材 支援事業	支援プラザ中核人材交付要領に基づき、支援プラザから交付決定を受けた対象経費からその交付額を差し引いた額	申請のあった年度の3月31日までまたは市内事業所に在籍した期間まで	1/2	3千750円 (月額)	5万円 (年額)

別記

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

草津市長 宛

本社所在地または住所
法人名または屋号
代表者職氏名
法人番号

事業所責任者氏名
担当者氏名
連絡先電話番号

草津市奨学金返還支援補助金交付申請書

上記補助金について、草津市奨学金返還支援補助金交付要綱第 5 条に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

なお、この申請にあたり同要綱第 10 条に該当する事実が判明したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

また、市税の納税証明書を取得することへの同意、その他本補助制度の円滑な運用のため、市が補助金交付に係る審査・確認を行う上で必要と判断した場合、滋賀県産業支援プラザに対し、申請者に関する情報（申請状況、補助確定額等）を照会することに同意します。

記

1 補助金交付申請額	金	円
内訳) 若年層支援	金	円
中核人材支援	金	円

2 関係書類

- (1) 支援プラザ若年層交付要領または支援プラザ中核人材交付要領にかかる交付決定通知書の写し
- (2) 支援プラザ若年層交付要領または支援プラザ中核人材交付要領にかかる交付申請書の添付書類の写し
- (3) 事業者において奨学金返還支援手当等の制度を設けていることを明らかにする書類（雇用する従業員に周知している就業規則、賃金規則、専用の規程等の明文化された文書）
- (4) 健康保険、厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書の写し
（または支援対象従業員の生年月日、入社年月日がわかる資料）

年 月 日

（補助事業者） 様

草津市長

草津市奨学金返還支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、草津市奨学金返還支援補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を決定しましたので同条第 2 項の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額	金	円
内訳) 若年層支援	金	円
中核人材支援	金	円

2 交付決定の内容

3 留意事項

申請時の事業内容に変更が生じた場合は、速やかに所定の書類を添えて、変更承認申請書を提出すること

年 月 日

草津市長 宛

本社所在地または住所
法人名または屋号
代表者職氏名
法人番号

事業所責任者氏名
担当者氏名
連絡先電話番号

草津市奨学金返還支援補助金事業変更申請書

年 月 日付け草 第 号で交付決定のあった交付申請の内容を下記のとおり変更したので、草津市奨学金返還支援補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

1 変更の内容

2 補助金交付申請額	金	円
内訳) 若年層支援	金	円
中核人材支援	金	円

3 関係書類

- (1) 支援プラザ若年層交付要領または支援プラザ中核人材交付要領にかかる変更交付決定通知書の写し
- (2) 支援プラザ若年層交付要領または支援プラザ中核人材交付要領にかかる変更交付申請書の添付書類の写し

年 月 日

（補助事業者） 様

草津市長

草津市奨学金返還支援補助金事業変更承認通知書

年 月 日付けで変更申請のあった標記補助金については、草津市奨学金返還支援補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり事業計画の変更を承認しましたので通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 交付決定の内容

3 留意事項

年 月 日

草津市長 宛

本社所在地または住所
法人名または屋号
代表者職氏名
法人番号

事業所責任者氏名
担当者氏名
連絡先電話番号

草津市奨学金返還支援補助金実績報告書

年 月 日付け草 第 号で交付決定のあった標記補助事業を完了したので、草津市奨学金返還支援補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金所要額	金	円
内訳) 若年層支援	金	円
中核人材支援	金	円

2 関係書類

- (1) 支援プラザ若年層交付要領または支援プラザ中核人材交付要領にかかる実績報告書の添付書類の写し
 - (2) 支援対象従業員に支給した奨学金返済負担軽減支援制度の手当等の額が分かる次のいずれかの書類の写し
 - ア 支払った全ての月の賃金台帳、給与明細書またはその他の支援対象者に支給した手当等の月ごとの実績がわかる書類の写し
 - イ 補助事業者が支援対象従業員に代わって奨学金貸与機関に送金する場合にあっては、対象者および送金額が確認できる書類等の写し、領収書または振替払込請求書受領書の写し、その他の当該送金を行ったことが確認できる書類の写し
- 【※ア、イのいずれも、支援対象従業員ごとに必要】
- (3) 支援対象従業員が市内の事務所または事業所に在籍していることが分かる書類
※ 在籍場所の明示された給与明細、人事関係台帳等
 - (4) 支援プラザからの額の確定通知書の写し
※ (4) についてのみ提出期限までに用意できない場合は、支援プラザから送付され次第、速やかに追って提出のこと

年 月 日

（補助事業者） 様

草津市長

草津市奨学金返還支援補助金の額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告書の提出があった標記補助金については、草津市奨学金返還支援補助金交付要綱第 1 1 条第 2 項の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1	補助金確定額	金	円
	内訳）若年層支援	金	円
	中核人材支援	金	円

年 月 日

草津市長 宛

本社所在地または住所
法人名または屋号
代表者職氏名
法人番号

事業所責任者氏名
担当者氏名
連絡先電話番号

草津市奨学金返還支援補助金交付請求書

年 月 日付け草 第 号で額の確定の通知があった標記補助金について、草津市奨学金返還支援補助金交付要綱第12条第1項に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

2 振込先口座

金融機関名	
本支店名	
口座種別	
口座番号	
口座名義（カナ）	
口座名義	

3 添付書類

振込先口座の通帳の写しまたは振込先口座のキャッシュカードの写し
（金融機関名、口座の種類、口座番号、口座名義のわかるもの）